

令和5年度

第2回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第2回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日（水）午後1時30分～午後2時30分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

欠席委員 1人

会長 10番 石井 克己

4. 農地利用最適化推進委員 5人

	1番	久保田 章
	3番	岡本 好夫
	4番	石井 玄德
	5番	大滝 與鷹
	6番	平田 秀行

欠席委員 1人

2番 富田 憲一

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名

4	議案第1号	令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務実施状況の公表について	
	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
	議案第4号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件
	議案第5号	相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について	1件
	議案第6号	生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について	6件
	議案第7号	令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について	2件
	議案第8号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による 事業計画の決定について	1件
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について (事務局長専決分)	20件
	報告第2号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	4件

6. 農業委員会事務局職員

次 長	舘野 裕之
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
主任書記	五木田 将也
書 記	土田 啓介

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和5年度第2回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、石井会長及び富田推進委員から欠席の連絡を受けております。農業委員10名中9名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、5番の委員、6番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の大山主査、土田書記を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、5番の委員、6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、1番の委員、2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第8号までと、報告第1号から報告第2号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

	<p>議案第1号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第1号</p> <p>本件は、令和4年2月2日付の農林水産省経営局長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、別紙様式5を作成し、これを公表するものです。</p> <p>別紙様式5、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」の主な項目について説明いたします。</p> <p>1ページの「農業委員会の状況」につきましては、令和4年4月1日現在の農業委員会の体制と農家・農地等の概要でございます。</p> <p>次に2ページの II「最適化活動の実施状況」1「最適化活動の成果目標」です。</p> <p>(1)「農地の集積」の③の実績ですが、令和4年度の農地利用集積面積は203.63ヘクタールで、集積目標の99.8%となり、ほぼ目標どおりの結果となりました。</p> <p>次に3ページの(2)「遊休農地の発生防止・解消」の③の実績におきまして、令和4年度に解消した遊休農地面積は、2.1ヘクタールでしたが、新たに発生した遊休農地面積は3.15ヘクタールとなったため、令和4年度の遊休農地面積は、10.78ヘクタールとなりました。</p> <p>次に4ページの最適化活動の活動強化月間の設定につきましては、目標どおりの活動実績となっております。</p> <p>次に5ページの「推進委員等の点検・評価結果」につきましては、令和4年度農業委員会活動実績報告等により記載しております。</p>

	<p>なお、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」につきましては、ご承認いただけましたら、市公式ウェブサイトで公表するとともに、県を通じまして、国に報告することとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>なし。</p>
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、</p>

	<p>今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案書の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和5年4月17日でございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席4番の委員。</p>
議席4番の委員	<p>現地調査は、令和5年4月28日に農地調査班第2班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に露地野菜や梅を栽培している方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は梅畑となっており、取得後は、現在植えられている梅を継続して作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は270日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。議案書の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和5年4月20日でございます。申請地は原木で、地目は田、面積は155平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。申請理由につきましては、車両置場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請受付日は、令和5年4月20日でございます。申請地は原木で、地目は田、面積は257平方メートルです。区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。申請理由につきましては、貸車両置場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>現地調査は、令和5年4月28日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、市川市立二俣小学校の西側、概ね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p>

	<p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留で土砂流出を防止します。</p> <p>また、雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2)の申請地は、市川市立二俣小学校の西側、概ね350メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから第3種農地と判断します。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、鋼板土留で土砂流出を防止します。</p> <p>また、雨水は自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1)の譲受人は、東京都江戸川区に本店を置く運送業を営む法人です。</p>

譲受人は、申請地の隣接車両置場を使用しており、事業拡大に伴い拡張して一体利用するため、申請に至ったとのこととです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後一ヵ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして、

(2) の譲受人は、市内に居住する個人です。

譲受人は、申請地の隣接地で貸車両置場を営んでおり、拡張して一体利用するため、申請に至ったとのこととです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後一ヵ月となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

説明は、以上でございます。

議 長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
議席5番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	(1)と(2)の申請地は地続きということによろしいでしょうか。
事 務 局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事 務 局	(1)と(2)は地続きとなっております。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。

各 委 員	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
事務局次長	<p>次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p>
事務局次長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>相続人から租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるため、令和5年4月5日に「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」が提出されました。対象となる特例農地は、大野町の農地2筆で、合計面積は2,012平方メートルです。地目は「畑」で、現況は「畑及び樹園地」でございます。</p> <p>なお、特例農地の相続開始は令和4年7月24日でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>

議席7番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年4月27日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>農業経営は、被相続人と妻及び長男夫婦の4名で農業に従事していました。</p> <p>特例農地については願出人が相続し、引き続き農業経営を行っていくとのことです。</p> <p>特例農地の状況ですが、県立特別支援学校市川大野高等学校の西側に位置した畑及び樹園地2筆、合計面積は2,012平方メートルです。</p> <p>いずれも適正に肥培管理されておりました。</p> <p>調査班といたしましては、願出人を「相続税の納税猶予に関する適格者」として証明することが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」ご説明いたします。</p> <p>議案の11ページをお願いいたします。</p> <p>令和5年4月7日付けで船橋税務署長より、租税特別措置法第70条の6第1項に基づき相続税納税猶予に係る特例農地等の適用を受けた者が、同条第5項の規定に基づき20年間の自作営農により納税が免除されるため、その利用状況について、1件の確認書の提出を求められたものです。</p> <p>内容についてですが、登記地目「畑」、現況地目「畑」の5筆、合計面積は2,166平方メートルです。</p> <p>次に、本件に係る船橋税務署の確認事項についてご説明いたします。</p> <p>税務署から求められている確認事項は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自ら所有し、自ら農地として使用している 2. 自ら農地として使用していない 3. 譲渡等により、現在所有していない <p>この3つから選択することになっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に</p>

議席7番の委員	付託しております。
議 長	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席7番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年4月27日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>当該特例農地の所有者は、船橋市東中山の農家の方です。</p> <p>特例農地は柏井公民館の南東側で、5筆、2,166平方メートルです。</p> <p>現状はハウス栽培として適正に管理されておりました。</p> <p>このことから「自ら農地として使用」と回答することが相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。

議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号は全会一致により調査報告のとおり回答することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」6件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」議案の13ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年4月20日付で、市川市長が指定対象となる「農地等」の認定について、生産緑地法施行規則第1条に基づき農業委員会に意見を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席8番の委員。
議席8番の委員	<p>議案第6号 「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年4月27日に第4班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回の指定は、6件6筆、3349.44平方メートルです。</p>

	<p>6件すべてにつきまして、適切に肥培管理されておりましたので、「生産緑地地区の指定に係る農地」に該当すると判断いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「生産緑地地区の変更（指定）に係る意見について」1番から6番について、調査報告のとおり回答することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第6号は、全会一致により調査報告のとおり回答することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について」2件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>議案第7号 「令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。</p>

	<p>本件は、令和5年4月17日付けで、市川市長より令和5年度第2次農用地利用集積計画（案）が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席8番の委員。</p>
<p>議席8番の委員</p>	<p>議案第7号「令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年4月27日に、第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手は松戸市に本店を置く法人です 堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。 申請地は、北国分駅の南東側に位置した田3筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>合計面積は、2,669平方メートルで、設定期間は、3年間です。 現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして2番について、借り手の方は北国分在住の方です。 堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p>

	<p>申請地は、堀之内で、市川考古博物館の東側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1, 167平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、賃貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和5年度第2次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「令和5年度第2次農用地利用集積計画の決定について」1番及び2番について原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第7号は、全会一致により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」1件でございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局次長	はい、議長。

議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の17ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和5年4月17日付けで、市川市長より都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画の認定について、提出されましたので、同法第4条第3項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席8番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席8番の委員。
議席8番の委員	<p>議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和5年4月27日に、第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定についてでございます。</p> <p>借り手の方は曾谷在住の方です。</p> <p>曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、曾谷の「市川市立曾谷小学校」の北東側に位置した畑2筆、現況は「露地畑」でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>面積は、3, 139平方メートルで、設定期間は、9年6か月間です。 現況は、良好に保全管理されておりました。 今後も適切に管理されていくことが見込まれます。 これらのことから、今回、決定を求められた都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。 以上でございます。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第8号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、(事務局専決分)、20件でございます。 事務局より、報告いたします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和5年4月7日から4月27日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、4件、5筆、2306.00平方メートル、第5条の届出は、16件、19筆、6,321.74平方メートルで、第4条と第5条の合計は、20件、24筆、転用面積は、8,627.74平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては20ページから23ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」4件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の25、26ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている</p>

議 長	<p>旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和5年3月24日から4月12日に申請のあった4件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和5年度第2回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	--